様式第１号（第７条関係）

　　　年　　月　　日

基山町長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

申請者　氏　　名　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

基山町子育て・若者世帯の住宅取得補助金交付申請書

　　　　　年度基山町子育て・若者世帯の住宅取得補助金の交付を受けたいので、基山町子育て・若者世帯の住宅取得補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、申請内容確認のために必要があるときは、家族構成、町税等の納税状況、他の補助制度の利用状況等について、町の保有する公簿により確認することに同意します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　交付申請額 | 　　　　　　　　　　　　　　円 |
| ２　補助対象の区分（該当する箇所に☑をしてください。） | □子育て・若者世帯　　□町外居住者加算□町内業者利用加算　　□Ｕターン者加算□若基小学校区加算 |
| ３　転入（転居）予定地 | 　転入（転居）予定地　　基山町　　　　　　　　転入（転居）予定日　　　　年　　月　　日 |
| ４　住宅の所有者（申請者と異なる場合、所有者の住所、氏名を記入してください。） | 住　所氏　名 |
| ５　購入金額（補助対象外となる経費を除いた額を記入してください。） | 　　　　　　　　　　　　円（消費税等を除く。） |
| ６　工事施工業者又は不動産業者 | 所在地会社名　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　担当者　　　　　　　電話 |
| ７　登記完了予定日（住宅取得に係る登記が完了する予定日を記入してください。） | 年　　月　　日注意）申請した年度末までに登記が完了しないものは補助の対象になりませんのでご注意ください。 |
| **※太枠内****記入不要** | 補助対象要件 |
| 住宅取得補助金（10万円） | 町外居住者加　算（30万円） | 町内業者利用加算（10万円） | Ｕターン者加　算（10万円） | 若基小学校区加算（10万円） |
|  |  |  |  |  |
| 補助金額算定 | 　　　　　　　　　　　　円 |

裏面もご記入ください

（　裏　　面　）

　当該補助金の交付条件について、以下の項目を確認し、該当する箇所に☑をしてください。

１．□　住宅の新築・購入地は、基山町内である。

２．申請者は、次のいずれかに該当している。

　　□　基山町に住民登録している世帯である。

□　住宅取得に伴う契約日において、基山町以外に住民登録している。

（□　住宅取得に伴う契約日以前３年以内に、基山町に住民登録があった。）

（□　住宅取得に伴う契約日以前３年より前に、基山町に住民登録があった。）

３．□　中学生以下の子どもがいる世帯である。　□　いない。

４．新築・購入予定の住宅について

□　自己の居住の用に供し、生活するために必要な台所、風呂及び便所を有している。

□　店舗併用住宅の場合は、住宅部分の延べ床面積が建物全体の２分の１以上である。

□　共同住宅（分譲マンション等）である。

□　住宅は若基小学校区内である。

５．補助対象住宅の所有者は、次のどなたですか。（複数可）

□　申請者本人　　 　　　　 □　申請者の配偶者

□　申請者の直系の親族　　　□　申請者の配偶者の親族

６．□　補助対象住宅は、申請者が実際に居住するための住宅である。

７．□　基山町に永く住むことを前提に補助対象住宅地に住民登録をしている。

（又はその予定である。）

８．□　申請者世帯（同居の親族を含む）は、町民税等を滞納していない。

９．□　工事施工業者又は不動産業者は次のいずれかに該当する。

・基山町内に本社、本店、支店、営業所等を置き、建築工事関連業務を営む者又は宅地建物取引業法の免許を受けて宅地建物取引業を営む者

・基山町内に案内所（宅地建物取引業法の届出を行い、契約の締結が可能であり、かつ、６か月以上継続して業務を行うものに限る。）を置き、不動産関連業務を営む者

10．□　住宅の工事請負契約が完了している。

□　住宅の購入契約が完了している。

11．□　補助対象経費には、土地の購入に要する費用、外構工事に要する費用、仮住居等の使用に要する費用、家具・電化製品等の購入に要する費用は含まれていない。

12．添付書類

□　契約書の写し

□　工事概要がわかる図（案内図、配置図、平面図等）

□　住宅の間取図

□　定住誓約書（様式第２号）

□　確認済証の写し（有する場合に限る。）

□　申請者及び同居親族の住民票の謄本

□　申請者及び同居親族の町税等の滞納がないことの証明書

□　申請者と父、母、祖父又は祖母との関係が証明できる書類（Ｕターン者のうち、父、母、祖父又は祖母のいずれかが町内に住所を有する場合に限る。）

担当及び提出先：　　　　　　　　　　　電話：